

昭和六十三年五月十三日(金曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 越智 通雄君

理事 大島 理森君 理事 太田 誠一君

理事 中川 昭一君 理事 中西 啓介君

理事 中村正三郎君 理事 中村 正男君

理事 宮地 正介君 理事 玉置 一弥君

理事 新井 将敬君 理事 井上 喜一君

理事 今枝 敬雄君 理事 江口 一雄君

理事 遠藤 武彦君 理事 金子 一義君

理事 熊谷 弘君 理事 笹川 義君

理事 杉山 憲夫君 理事 鈴木 宗男君

理事 園田 博之君 理事 戸塚 進也君

理事 葉梨 信行君 理事 鳩山由紀夫君

理事 堀之内久男君 理事 村井 仁君

理事 村上誠一郎君 理事 山本 幸雄君

理事 上田 卓三君 理事 沢田 広君

理事 野口 幸一君 理事 早川 勝君

理事 堀 昌雄君 理事 武藤 山治君

理事 橋本 文彦君 理事 日笠 勝之君

理事 森田 景一君 理事 矢追 秀彦君

理事 安倍 基雄君 理事 正森 成二君

理事 矢島 恒夫君

出席國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵大臣官房総務審議官 角谷 正彦君

大蔵省主計局次長 斎藤 次郎君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

大蔵省主計局次長 篠沢 恭助君

第一類第五号

大蔵委員会議録第十七号 昭和六十三年五月十三日

委員外の出席者

大蔵省理財局長 足立 和基君

大蔵省証券局長 藤田 恒郎君

大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君

大蔵省銀行局保 官本 英利君

大蔵省国際金融 局長 内海 孚君

委員の異動

五月十三日

辞任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

同日

辞任

熊谷 弘君

鈴木 宗男君

園田 博之君

補欠選任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

補欠選任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

同日

辞任

熊谷 弘君

鈴木 宗男君

園田 博之君

補欠選任

藤波 孝生君

補欠選任

熊谷 弘君

鈴木 宗男君

園田 博之君

同日

辞任

熊谷 弘君

鈴木 宗男君

園田 博之君

補欠選任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

補欠選任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

同日

辞任

熊谷 弘君

鈴木 宗男君

園田 博之君

補欠選任

藤波 孝生君

堀之内久男君

山中 貞則君

紹介(第二五七号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第二五七八号)

同(中島武敏君紹介)(第二五七九号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二五六六号)

同(岩佐恵美君紹介)(第二五六六号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

同(馬場昇君紹介)(第二五八〇号)

意見をいただきました。おおむね参考人の皆さんは私が考えておりますと同じ方向の答えをいただきましたので、本日は、この昨日の参考人との質疑を踏まえながら、大臣及びその他の皆さんと議論を進めたいと思います。

実はちよつと担当者の方の御都合がございますので順序を変更してお尋ねをするのでありますけれども、今度証券取引法の改正の中にインサイダー取引の問題が取り上げられました。先般の事件がございましたときに、これまで既にその国からはどうも日本はインサイダー取引についてルーズであるということを私もかねがね聞いておりましたけれども、やはり何か問題が起きませんと端緒がなかなかつかめないということであったのでありますけれども、幸か不幸かそういう問題が発生をいたしました。そこで大蔵省当局としてはこの問題を頭に置きながら新しいインサイダー取引の規制の処理が今回法案として提案されておるわけでございます。

そこで、インサイダー取引という問題につきましては、確かに、今度法律ができましたら、この法律に定められておることを確実に実行ができなければ、法律はつくつたけれども、仏つくつて魂入らずということでございまいしょうか、かえってこれは法律がありながらどうなっているんだというそしりを免れないという問題がございいます。そういう意味で、私は、インサイダー取引の問題につきましましては実は幾つかの問題がある、こう考えておりました。その一つは、企業間の内部における問題と申しますのは、証券会社は御承知のようにつき受け業務がございまして、この引き受け業務というのが発行会社との関係で、いろいろな情報を受け取りながら、その会社が増資をいたしますとか、転換社債とかあるいは社債を発行す

本日の会議に付した案件
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
金融先物取引法案(内閣提出第八〇号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の両案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 昨日参考人の方に来ていただきましたので、この議題になっております証券取引法の改正と金融先物の法律案について参考人の皆さんの御

第一類第五号

大蔵委員会議録第十七号 昭和六十三年五月十三日

とか、いろいろな対応をするのについては引き受け部分が担当するわけでありますから、ここにはそういう企業の内部情報はおおむねわからなければ仕事ができない、こういう部分だと思えます。ところが、今度はブローカーの方は、もしそれがわかっておつてやるのならこれはインサイダー取引、簡抜けで処理がされるということになるのでありますから、当然ここに、最近の外国流の言葉を使いますと、チャイナ・ウォールというのがはつきり立てられなければ、まず内部における問題で処理ができない。一番可能性の高いのは、企業内部におけるインサイダーの問題というのが、一番問題が起る可能性の高い問題である、こう私は認識をしておるわけであります。

内部における問題だけでなく、後からいろいろ触れるのでありますけれども、そういう問題を調査していくことのために、実はアメリカのSECは、この前ルーダー委員長とお話をいたしましたときに、六百人の調査員をもって調査をやつておる、こういうお話でございました。

ちよつと最初に証券局長、今現在の可能な調査員として大蔵省が配置できるのは何人ですか。

○藤田(恒)政府委員 現在、インサイダーの取り締まりに当たれる者として、予算上の定数または実員等を勘案いたしまして、これを総動員すれば何人かということにつきまして、流通市場課の職員が十七名おります。全国証券取引所の監理官、これが十一名、そのほか検査官といたしまして、本省の検査課及び財務局の証券検査官、これが百三十八名でございます。合計いたしますと、百六十六名ということになります。

○堀委員 実は、これから今のインサイダーの問題を少なくとも法律が定めたようにきちんと執行してまいりますためには、確かに今お話のございました百六十六名というのは決して少ない人数ではないと思ひますけれども、私はこの問題というのは最初が肝心だと思ふのです。だんだん人数をふやしていつてどうこうするといふ話ではなくて、最初にきちつとルールを決めてシステムがで

きればその問題の処理は非常に簡単にいきますけれども、最初にルーズなスタートでいけば、ここらまではいいのだなというような既成事実ができ、言ふなればこの法律が空洞化するおそれがあるというのが今の私の考えでございます。

しかし、今も財政問題では、財政収入が、少し自然増収等ありますけれども、私は今の人員その他をどんどんふやせばいいなどというふうにならぬ。この財政問題で考えているわけではございません。ございませうが、これから私が申し上げる提案に沿つて考えていただきたいと思いますのは、これは大臣、大蔵省だけで調査をすればいい、検査をすればいいという問題ではないと私は考えておりました。当然証券取引所としての公正取引を担保する責任が証券取引所にございしますので、証券取引所が自主的に処理できるだけのスタッフというものを新しい法律の施行に伴つて証券取引所に考へてもらいたいと思ふ第一に考へるわけでございます。

第二は、これは単に証券取引所が外部から処理をするだけではなかなか簡単にまいりません。そこで、証券業協会というものが設けられておるわけでございますから、全国証券業協会の中に自主規制をきちんとするための機構をつくつてもらつて、そこにもスタッフをきちつと配員をしてもらいたい、こういうふうには考へておるわけでございます。ですから、そういう意味では、まず証券取引所の中にインサイダー取引の防止に関する委員会というふうなものをつくつていただいて、そこで証券取引所独自として調査機能がある程度持てるようなふうにしてほしいと思つておるわけでございます。同時に、証券業協会の中にもインサイダー取引防止委員会というふうなものをつくつていただいて、そして証券業協会として実は自主規制の形でそれをコントロールする。ですから、国の検査官、取引所の調査員、それから証券業協会の調査員、こういうものを総合して、アメリカのように六百人とはいかないであらうけれども、少なくとも常時動ける人間が三百人ぐ

らい最初にあつてもしかるべきではないだろうか。そうして、その証券業協会は収益が上がつて今大変いい時期でございまして、各企業が金を出し合つて、そのためのインサイダー取引防止委員会に自分たちの証券会社の人間でなしに専門的な者を新たに採り、訓練をして、取引所の調査にも協力をし、大蔵省の調査にも協力ができ、こういう形で、三段階でひとつ調査機構をつくつたらどうか、こういう考へえなんでございませうが、先に事務的な答弁を求めてから、大臣の御答弁をいただくことにいたします。

○藤田(恒)政府委員 このインサイダーの取り締まりにつきまして体制をきちつとするようにという御指摘は、まことにごもつとものと存じます。私もそういう点につきましてこれから十分配慮してまいります。証券取引所の取り締まり体制でございませうが、既に現在、売買審査部、あるいは毎日の株式の動きをモニターをしておる株式部というところに百七十名余りのスタッフを配置しております。これらの者が毎日の株価の動きを眺めて異常なものがあれば売買審査部の方でさらに細かく調査をするという体制になつておるわけでございます。

それから証券業協会の方は、どちらかと申し上げますと証券会社の集まり、協会でございますので、毎日の株式の動きとかそういうものには関係ございませうけれども、この証券会社の自主規制体制、これを指導していくという観点から、現在内部者管理規則というものを私どもと協会と相談しながらつくつておりました。こういうものができまして、この規則を各証券会社がやはり内部規則として制定するように協力を通じて指導してまいりたいというふうな存じております。

したがうして、私どもの考へ方としては、まず第一線は証券取引所である、証券取引所が毎日の株式の動きをモニターをして、そこでちゃんとやつてくれる。それからさらに問題があれば大蔵省に上がつてまいりまして、この大蔵省の百六十

六名の職員を動員して事に当たる。さらに協会の方はこういう自主規制の仕組みというものを実施できるような形で証券会社を指導していく。もちろん、これにつきましては私どもも一緒にやつていくつもりでございませうけれども、そういう体制を現在考へておるわけでございませう。

○宮澤国務大臣 このたびの法律が成立いたしました、何が不正であり何が違法であるかということがはつきりいたすわけでございませうから、そのようなことが起こりますことは証券取引所自身の信用にかかってくることでございませう。したがつて、取引所としてはおつしやいますようなことを当然自分の信用のために努めるべきであると思ひます。またそのようなことが起こりますことは業界自身の信用にかかってくることでございませうから、業界としても当然そういう立場からこの法律が誠実に実施されることについて関心を持つべきものと思ひます。したがうして、大変示唆に富んだお話をいただきました。そういうことにしたいと思ひます。

○堀委員 そこで、今、最初に証券局長が御答へになりました流通市場課で十七名、検査で十一名、その他で百三十八名といふことであります。が、実は、このインサイダー取引の問題というのは高度に頭脳的な問題でございまして、またその情報がどういふルートでどういふふうに行くかというふうなことは、これは私は単に市場の売買、価格の変動だけを見てそれがわかるわけではないと思つておるものであります。どうしてもこれには特別な、ある意味でいへば特捜班といひますか、おかしいなと思つたら高度に訓練された人々たちをそこに派遣をしまして、そうしてその人たちがしっかりと調査をする。これは国の監督権限を持つた大蔵省でやる以外には、取引所といへども必ずしも法的権限のもとに動かせないのです。

そこで、きょう私が御提案をしたいのは、実は私大蔵委員会に参りましたのが昭和三十五年でありませうけれども、そのときに、原純夫主税局長のときでございましたが、こういう論議をいたしま

した。要するに、今の大企業、例えば富士とか八幡というような大企業、それから小さな中企業、こういうところに対する税務調査の密度はどうなっているかという質問をいたしました。要するに、巨大な企業で全国に支店があるところに対する実質的な調査日数と中企業程度のところと比べてますと、もう何十分の一、何百分の一という密度でしか大企業の調査が行われていないということがわかりましたので、私は当時の原主税局長に、少なくともこれはおかしいと思つたら特別の調査班をほり込んで徹底して調べる、二カ月でも三カ月でも張りついて調べる、こういう提案をいたしました。そうしてそれに基づいてそういう制度ができて、その次の年の報告を聞きましたら、この増減額というものは相当大きな増減額が出てきた。こういう事実が、実はもう三十年近く昔でございますが、やつた経験がございます。

そこで、私はまず最初に、大蔵省でそういう特別調査班というような専門的なものをまず配置して、それから、この人たちのアメリカへ送つて、SECではどういう調査でどういうことをやっているかというのを少なくとも一年ぐらいアメリカへ派遣をして徹底して勉強し、彼らと同じように行動をしながらそういう専門的な調査能力を身につけるといふことをやっていたらいい。なぜ私がそういうことを言うかといふと、この前ルーダーさんがおいでになったときに海部議員からお話が出たのでありますけれども、日本ではこの調査員が不十分だといふのですぐこれを警察に渡したりするやうなことをやるのは適当でないのじゃないかと思うとお話が海部さんからございました。それについては、御列席の皆さん、全くそうだとお見受けでございます。私もこういう経済調査と一般の司法警察とは必ずしもなじまない。確かに法律違反ですから広義犯罪でありますけれども、少なくとも質の違うものでありますから、専門的知識のない者が調べたつてわかりつこないわけであつて、そこでこの問題の処理は、司法の手に渡すのではなくて、やはり大蔵

省の検査官が中心になり、あるいはそれに取引所の人たちも協力をし、協会の人々も協力をしながら、こちら側の手でこのインサイダーの問題の調査と処理をしていくということが非常に重要だと考えているのであります。

そこで、そのために実は、現状はこういうことでありまして、この周辺のところから寄せてきてできるのならそれでもいいのでありますけれども、ひとつこの際十名ぐらいの特別調査員というものを適当なランクの方を集めて、キャップを置き、その補佐を置き、その十名ぐらいのチームをつくつて、それをアメリカへ送つて一年間ぐらいいしつかりアメリカの実地その他の勉強をして帰つてくるということをやつていただいたらどうだろうか。

それにはやつぱり予算上の配分その他の問題もありますので、きょうはそういう意味で主計局次長に入つていただいておりますので、まず担当者の方から、今私の言つておりますこと、大臣が答えたいだいておる点もあるのですが、要するに、これは非常に重要なことでして、問題が変になると国際的に日本の市場に対する評価が激減するわけでありまして、私たちはやはり日本に公正な取引が行われておるといふことを国際的に理解をしてもらおうと思つたために、この非常な大事なポイントでございますので、そういう問題を含めてひとつ篠沢次長の方からお答えをいただきましたと思ひます。

○篠沢政府委員 定員問題につきましては、先生つとに御承知のとおり、政府全体として極めて厳しい全体事情の中でありまして、その中におきまして、折々発生してまいります重要問題に關しまして重点的な配慮というものをどうするかという視点は失われないやうにやつておるつもりでございます。

ただいま私先生からいろいろお話を伺つていただいておりますけれども、私どもも一義的にこうしよう、ああしようと主導することもなかなか

難しい問題でございます。関係局、官房等におきましても、実際、監視体制の充実ということ自体は、数をふやすのか、それとも全体の工夫の中でやるのか、いろいろあるやうかと思ひますけれども、いろいろ御検討になられるものだと思いますので、それを受けましてまた予算の段階で適切に対処をさせていただきたい、こういうふうにしております。

○堀委員 当然人事の問題は官房でございまして、官房その他との打ち合わせをしていただく必要があるのですが、一番肝心なのは、証券局長、あなたのところはこういうことをやるからこういうふうな人員でこういうふうにしてほしいと、私が言つたように少なくとも十名をアメリカへ送るにはこれまた予算が要るわけでもありますし、ですから、私は、やはりほかのところいろいろなやうなためには、随分始めよう。

私この間から、竹下総理が言つておる地方分散について、新聞を見てみると、大蔵省が一番抵抗をしておる。随分始めようと言つて、ところが、やらないやいかぬところが抵抗しておるのややうなことはまずいな、竹下さんも大蔵大臣を五年もやつていても一つコントロールがきかないのか、なと新聞見ながら思つておるやうな感じが、これと同じで、ひとつ証券局でまず随分始めよう、ちゃんとしたものをするやうなことが、私は取引所なりあるいは協会における自主規制に影響をもちます、こういう認識でございます。

何といひますか、来年度予算の話でありますから、これからきつと各局とも相談をして、少なくとも私が今提案をしてるやうに、私の提案しておることは日本の証券取引というものの公正に対する信頼性の確保でございますから、これはもう私は本日議題になりますものの中で最も重要な案件だと思ひますので、まず最初に証券局長の御答弁をいただいて、大臣からお答えをいただきましたと思ひます。

○藤田(恒)政府委員 ただいま御指摘のございました点につきましては、私どももかねてから十分配意してございまして、既に証券局の検査課の中に五名ほどの人員をもちまして特別機動班というのをつくりまして機動的な検査ができるやうな体制はつくつております。それからまた、職員のSECの派遣につきましても、SECの仕組みその他やり方を勉強するやうな意味で既に一名かつて送つたことがございまして、その者のつくりました報告書その他を私も非常に参考にしておるところでございます。これら既にレールは一応敷いておると私も思つておりますので、これらをしてできるだけ充実、活用していくやうな体制をつくるべく私どもとしては最大限の努力を払つてまいりたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 おつしやいますやうに、今までやつていなかったことをここで新しく始めるわけでございますから、どういふスタンダードでやるかといふことは、確かに最初が大事だと思ひます。将来のことは私はそのとおりであると思ひます。将来のことを考えますと、やはり最初のところで非常に高いスタンダードで始めるといふことは大切なこととございまして、いろいろ省内でも工夫をいたしまして、おつしやいますやうな目的に沿いますやうに考えさせていただきます。

○堀委員 ここで、実は昨日東証の理事長も来ていただいたのでありますけれども、たくさん参考人の前で余り竹内さんいろいろなことを申し上げるのめいがかと思つて、きょうこれをまとめて何うかにしてあるのであります。まず証券取引の公正な取引ということについて、この前大蔵委員会の皆さんと一緒に証券取引所の視察に参りました。そうして、その視察に参りましたときに非常に興味のある問題がございましたのは、NTTの株の紙でありますけれども、私どもは板寄せと言つておるのですが、そこにどここの何株というのを書いたのを出すポストがございまして、そのポストをこう上から見ると、かなり群がっているのですが、そこへ突然非常に体の大きいやつがやつてきて、この連中の後ろからばあつとこう手を出して、板寄せのところ

へ手を出して先へこうやってゐるわけです。

株式の取引というのは、時間優先、価格優先というものが取引の原則でございまして、体力によつて時間優先を崩すようなことをやっておるといふ非近代的なやり方、私は取引所の人に、あれはフェアでないじゃないですかと言いましたら、いや、先生、このごろは競争が激しくて、証券会社ではバスケットボールの選手を証券取引所の職員にしているのがあるまじと云うのですね。私はとんでもない話だと。少なくとも時間優先、価格優先という中では、そういうやり方というものが不公正な取引であることは間違いないのです。だから私は、一列に並べるように取引所の中にさくを設けて、あそこへうわつと群がったつてだめだ、要するに順番に入つていけるようにして、群がっていつて後から行つてやるようなことはとてりあえずポストのある限りやめさせていたきたい、こう思つてゐるわけでありまして。当然のことです。これが第一点です。

もう一つ問題がありますのは、これは意見が多分かれるところでありまして、御承知のようにいろいろと云うやつて場を振つてやつておるわけです。私は、この前も大証の山内さんと話してゐるときに、山内さん、あれは早くやめましょう。あれはどういうことかという、あれはインサイダー取引の一つの具体的な例だといふのです。大手がどの株を幾ら売るかというののはあの場にいればすぐわかるわけです。そうすると、中小は、ああ、これがこれだけ買った、次はこう買ったというのがわかれば、それにディーラーでばあつと、要するにちやうちゃんをつくれるというのですけれども、これに乗つかつちやいますと、ほかの人間にわからない情報なんですけれども、その場の中でそういう情報を見てそれに対応ができる、まさにこれはインサイダー取引だ、こういつて山内さんに言いましたら、いや、先生、先生のお話は厳密に言へばそうかもしれませんが、証券界の關係者に言わせるとあれは場の地合いといふものがあれで成り立つので、先生おっしゃるよう

に全部コンピュータというのとはなかなか難しいですという話なんです。

しかし、これは、この前シェーマーやガーンが来ましてときに私取引所へ参りまして調査をしたときに、竹内理事長に話をしたのは、今二百五十あるポストをとにかく百減らして百五十のポストにする。その百分で、二十二でございまして、この間新たに正会員のポストを設けるといふことであつたわけですが、私が竹内さんに言つたのは、理事長、これはまだ次から次に来ますよ、どうせ二十四時間取引になつて夜通し手を振らせねばいけないでしょう、だからそんなことでなしに、結局もう機械化をする、そうすれば、さつき申し上げた時間優先、価格優先というのは、きつちり百万分の一秒でも合うわけでありまして、さういふことで、機械化を早くする方が公正にもなるし、新しい会員の問題についても対応がしやすいのじゃないですかという話を私がしましたら、竹内理事長は、いや、お話はわかりませんが、關係者がたくさんいることでそう簡単でもございませんと云うお話でしたけれども、私は非常に問題のあるところだと思つたのです。

そうなる前にも、ともかくも、今の体の大きいやつが人をかき分けていつて、ラグビーやバスケットをあれでやつてゐるわけじゃないのでありますから、そこところはきちつと、あれは公開して見えるのですから、別に私がしつちやう行かなくてもだれかを派遣して見せておれば、おかしいじゃないか。上から写真を撮ればいいのですからね。ですから、ひとつ証券局長、これは公正取引を確保するために何らかの対応をとつていただきたいと思ひますが、どうですか。

○藤田恒一政府委員 この証券取引所におきまして取引のやり方と申しますか、これはもう御承知のようによ長年の伝統と慣行といふものに從つてき上がつておるものでございまして。と同時に、新しい機械化の波と申しますか、こういつたものも押し寄せてまいりまして、現在、その辺についていろいろと東京証券取引所としても、試行錯誤とい

うとちよつとオーバーかもしれませんけれども、繰り返しておるような状況であらうかと思ひます。

御指摘の場立ちの背の高い者が有利ではないかという点は、そのことだけを取り上げてみますとまことにごもつともな御指摘だと思ひますけれども、さうかといつて、全部整理させてやるということになりますと、またかえつて非常に時間がかかるというふうなこともございまして。一、二例外はあるかもしれませんが、今のやり方といふことで時間優先、価格優先という大原則は守られてゐるのではないかと云ふに存じますけれども、御指摘の点、また東証の方とも、業務のやり方の問題でございまして、よく相談をしてみたいといふふうに存じております。

○堀委員 これは、私は昭和三十五年に大蔵委員会に来て、取引所も随分何回も行つて見ておるわけですが、言つても結局改善されないものですよ。それはどうして改善されないかといふと、それなりに要するにあそこの中では力関係が作用してありまして、必ずしも公正な時間優先、価格優先になつてない。私は内部の人からよく聞いてゐるから知つてゐるわけですよ。内部にもいろいろ意見があるのですけれども、どうもなかなかできないといふのが現状なんです。私がここで公式に取り上げておるということは、一回や二回見たからやつてゐるわけじゃないのでありまして、昭和三十五年に大蔵委員会に来てから証券の問題については私は一番關係を深く調べておるわけでありまして、一向に直らない。それできようはこれを具体的に取上げておるものでありまして、ひとつそれはもう少し姿勢を強くして取引所側に要請をしていただきたいと思ふのです。

もう一つ、この間総理がイギリスへ行かれまして、そうしてサッチャー首相との間でお話が出たと新聞が伝えております。昨日もそれに触れたのでありますけれども、パークレー・デズートという会社とジェームス・ケールという会社が日本の証券会社としてあるようでございまして。ところ

が、この前のいろいろな關係では、日本では今実績主義といふので、日本に子会社をつくりまして、その実績が大きくなければ、実績の大きいから順にいくといふようなことをどうもやつてゐるようでございまして。そうすると、実績主義となると、能力のある大きいところが後から来ても、能力のない小さいのが前からやつていれば実績がたかさんあるわけですからね。そこで、このパークレーにしても今のケールにしても、イギリスでは非常に大きな有力な証券会社ですが、日本に出てくるタイミングが少しおくれた。ほかのものは先に來ていた。そこで実績主義でこの前外れた。こういうことになつてゐるようです。

ですから、イギリス国内からすると、イギリスで一番能力のあるものが排除されてさうでないのが入つてゐるといふのはおかしいじゃないかといふのがイギリス側の認識だと私は思ふのです。それで今度、事もあらうに竹下総理にサッチャーさんみづからこの二社を何とかしてくだされといふ話が出て、総理がどういふふうに答弁されたのかわかりませんが、パークレー・デズートメントがあつたといふふうに向こう側は受けとめておる、こういうことのようにあります。竹内理事長に伺ひましたら、いや、先生、新しいのがまだ動いてないのにその次また手を挙げられても困りますよ、こういう話でございまして。

私は、実は証券取引法の改正のときから問題にしておるのでありますけれども、その問題について昭和五十九年五月九日に大蔵委員会振替決済制度の法律案の審議の際に問題を提起してありますので、關係の皆さんにこの會議録をちよつと一回お読みをいただきたいのであります。大体私免許制の問題をやりましたときに、現在ああいふふうになつておりますような業務別免許にしようといふのが私の提案の根拠でございまして、今の証券取引法の改正はそのとおりになつております。一号、二号、三号、四号免許といふふうに區別をいたしました。そうして區別をしてライセンスを与える段階になりまして正会員と非会員の問

そこで、私はそのときから、要するに証券取引所というものを公益法人の取引所にして、いろいろな会員その他の問題は、平和不動産の株とかなんとか、それは既得権は既得権としていいけれども、証券取引所を公益法人にしようじゃないかというのを四十年当時の証取法改正の中で随分加治治木さんや松井局長とやったのですが、このお二人は、先生、この免許制をやるだけでも私たちはもう心身すり減らしてやってきたので、それはちょっと待ってください、とても我々はもうこれ以上ようやりません、ついでには森永さんに東証の理事長になっていただきます、そうして公益の理事をふやしますから、とりあえずこれで一服入れてくれという話でそのままになってきたのであります。が、実は時間がたつてこゝへ来て、五十九年に振

いかというのが私のかねての構想なんでありま
すけれども、実はなかなかうまくいっていません。
今度のパークレーの話が出て私はつくづく思
いますけれども、東証だけの問題というように
でなくて、今や日本の取引というのは、大阪も
ありますけれども、その他の地域は自分のところ
の地場で取引が成立するような問題というのは
ほとんどないわけでありまして、やはりこれは
先を見て合理的なシステムを考えなければい
けません。きょうの理事と立ち話でその話を
しておりました。それは堀さんのお話はわか
るけれどもまあ五、六年かかるでしょうね
とおっしゃいますから、五、六十年かかると
いうのですけれども、まだ何も行われていな

時間がかかるのは承知しています。大体ＣＰの問題だつて、私五十六年の銀行法の附帯決議に入られて、できたのが去年でしたか、六十二年だから六年かかっていますね。例の短期国債だつて五年ぐらひはかかっている。これから今度は国債資金を特別会計をどうしてもやっていただこうと思つていますが、これだつてできたつて六年以上かかるので、五、六年かかるのは私も覚悟しておりますけれども、やはりスタートをしてそういう方向の処理をしなければこの対外的なライセンスの摩擦問題というのはもう次々出てくる、こう思いますのでこれは大変政治的な問題でございますので、

論させていただきたいと思ひます。

今度の金融先物の答申の中には、参加をする者が自己取引をする者と共に次ぎの業務をする者と二通りに実は述べられておりまして、取り次ぎをする業者だけでなく自己取引をする業者もこの金融先物取引に参加ができる、こういうふうになつてゐるのであります。そこで、答申の中にも出ていると思うのであります、機関投資家の問題にも触れておるのであります。中にも書かれていますが、こういう取引というのとはできるだけ厚いがあつて広い参加者による取引というものが望ましいといふのは当然のことでありまして、そのためには日本における最も資金を持つておる機関投資家である生命保険の問題を当然考えていかなければいかぬ、私はこう考へてゐるわけでありま

す。

平澤銀行局長の方から、法律の解釈としては、生命保険会社は参加できる。自己取引として参加できる。能力もあるしすべて整っている。問題は、法制上の整備としての保険業法との関係、その他の細かいことは私も調べておりませんが、これはできるだけ速やかに生命保険が金融先物取引に参加のできる道を開いてもらいたい、こう思うのであります。銀行局長、答弁を求めます。

○平澤政府委員 今委員がおっしゃいましたように、市場の厚みを持たせることは非常に重要なことでございますので、そういう中でこの問題も検討していきたいと考えております。

○堀委員 検討していきたいという話はわかるのでありますけれども、大体めどとしてどうなりますか。これからスタートして市場もいろいろとできることですから、そんなに二カ月、三カ月の話とは思っておりません。ですから、東京なり大阪なりに金融先物取引所ができてそれが動き出す。動き出すときにはこの人たちが参加できるようにしてほしいというのが私の気持ちなのです。今あなたも厚みがあることは大事だとおっしゃるので、最も資金を持つておるそしてまた運用をやつておる機関投資家がヘッジをすることも大変重要です。それから、大体そこをめぐって検討を進めていただく、こういうことでしょうか。もう一回御答弁をいただきたい。

○平澤政府委員 まだ法案を御審議していただいているときでございますので、具体的にということとはなかなか我々としてもきつことにはなるわけでございますが、おっしゃいますようにできるだけ早くそういう方向で広げていくということは大変重要なことだというふうに考えております。

○堀委員 その次は、金融機関が二号免許で取り次ぎができるようになるというのが今度のあれであります。そうなりますと、ここで二号免許を受けた金融機関は片方でブローカーの仕事をやりますが片方でディーラーもやる。そしてそういう金融機関は当該関係企業その他に対する融資もし

ておるといふことになりまして、これは利益相反の問題が必然的に起きてくる可能性がある、私はこう考えているのです。その点についてはどういう対応をされるのか、だれが答弁した方がいいのかわからないけれども、答弁してください。

○平澤政府委員 御存じのように、今世界的に金融の自由化、国際化が急速に進んでいるわけでございますが、そういう中で大きな方向としましては、証券化とかいろいろございまして、ユニバーサル化という方向に進んでおるわけでございます。そうしますと、今各国の金融当局が一番悩み始めておりますのが、まさに委員がおっしゃいましたユニバーサル化していくとおのずからそこで利益相反の問題が起つてくる、これをどのように解決しつづつそれを進めていくかというところに立ち至つてきているわけでございます。例えば証券と金融との問題はまさにそういう問題がございまして。それから、今委員がおっしゃいましたような分野におきましてもそういう問題があるわけでございます。

そこで、考え方いたしましたしては、一つは、専門家相手に行う業務は、相手も専門家であつて十分自己責任をわきまえて大きな量で取引をするから、いわゆるユニバーサル化の分野におきましてはそういうユニバーサル化というのを進めていく方がいいのじゃないか。ただし、リテールの分野においては、これは知識のない人たちがいろいろ勧誘を受けて投機に走るといふおそれも非常にあるので、この部分についてはいろいろ規制をしながらやつていく方がいいのではないかと考えても出てくるわけです。さらに子会社方式とか持ち株会社方式とかいろいろな方式を各国が今模索しつつ答えも出てきているわけでございます。

したがいまして、この先物の問題につきましても、金融機関が先物関係で現物もあわせてやるという場合の利益相反の問題については、我々としても非常に大きな問題であると考えております。したがって、本委員会でも御答弁申し上げましたように、先物取引に参加できる人たち、それにつ

きましては、額において証拠金率その他非常に高くないたしまして零細な者が参加できないようにすると、業者も非常に厳格な基準で参加させると、いろいろな規制を行うことによつて今の利益相反の問題もできるだけ解消するような方向で考えていくということでございます。そういう中で行政としても対応してまいりたいと思ひます。

○堀委員 実は、昨年ブラックマンデーの後で、しばらくいたしましてから、コンチネンタル・イリノイの子会社がシカゴのオプションで大変な赤字を出しまして、それをコンチネンタル・イリノイが補てんをするという事態が起きました。これをアメリカの下院の銀行委員長のセント・ジャーメインさんが指摘をして、こういう問題が起くるから今のグラス・ステイガル法の問題というのは慎重にやらなければいけないのだというのを新聞記事として見たわけでありまして、きのうでありますか、当委員会で子会社問題の話が出ております。

確かに、今のうちに、アメリカで子会社をつくつていても、その子会社が大きな赤字がでけると親会社がそこから金を持つていくというなら、結果的には親会社がやつたと同じようなことになるので、余り子会社をつくつていく意味がないのだなという感じがするのでありますけれども、先物もさることながら、このオプション取引というのははやや一方的な取引になつていく感じがありますので、これは対応の仕方によつてはかなり大きな損失を招く可能性がある。私は、それがブラックマンデーのときのオプション取引所におけるコンチネンタル・イリノイの子会社の問題になつてくる、こういう感じがするのであります。

ですから、今これは法律ができてから現実になつていくふうになつていくかというのは、これから関係の皆さんがいろいろ相談をし、大蔵省の皆さんとも相談しながら試行錯誤を繰り返しながらでき上がつていくものだ、こう思うのでありますけれども、やはりいろいろな先例がある点については十分配慮をしていただいて、そういう利益相反

などの問題が起きないような仕組みといひますか、なかなか道義的にやろうなんという話では経済行為といふのはそれをすぐ突破しますので、経済的にやはり何らかの仕組みを考へてそういうことが未然に防げる対応をしておきたいということが大変重要だ、私はこう考へておるのであります。今後の問題でありますけれども、ひとつそういう点について十分検討しておいていただきたいと思ひます。

それから、今、法律の問題に関係してやつておりますので、私もこの金融先物法は賛成法案で処置をさせていただこう、こう思つておりますので、賛成法案となりますと、これは私もはかり厳しく条文の処理をさせていただきなかならぬ、こういうふうな考へて一項、一項読んでまいりました。そういういたしますと、法案の第七十九条のところに一つ問題があるということに私は気がつきました。

金融先物取引法案第七十九条第一項の許可の取引消し要件を見ますと、第五号に「金融先物取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認めらるる場合」とある。その情状が特に重いと認めらるる場合、これは不当といふのはある程度幅があることであらう。軽いつつと重いつつとある、これはもう十分理解できるのであります。いやしくも金融先物取引業に關し不正な行為を行つた場合といふのも、実は「その情状が特に重いと認めらるる場合」といふところへひつかかる法文になつていふこと、少なくとも限定なしに不正な行為を行つた者は許可の取引消しが行はれるようにすべきではないだらうか。

そもそも金融先物取引といふのはスペキュレーションの側面を有する取引でありまして、悪質業者がいろいろの悪知恵を絞つて投資家をだまそうとすることが想定されるのであります。大体先物取引に投機とヘッジが両立しておるといふのは当然

なことでありまして、投機そのものが良質な投機ならば何ら問題がない。投機がないところにヘッジその他の機能は起きませんから。しかし、日本の実情を見てまいりますと、次から次から、豊田商法から始まって、ともかくいろいろな善良な市民をだまして何とか不当にあるいは違法にその資金を巻き上げるといふようなのが随分ありますので、そこで悪質業者はいろいろ悪知恵を絞って投資家をだまそうといふことが想定されるのであります。そのような業者がこの条文を見ると、金融先物取引業に關し不正な行為を行つてもその情状が輕ければ取り消し処分を受けることはないといふふうを考え、かえつてそのような不正行為を助長することになつてしまふのではないか、こゝういふふうはこの法文を見て私は感じるのであります。

百歩譲つて、この条文をこのまゝにするのであれば、金融先物取引業に關し不正な行為をした場合といふ部分は、取り消し事由に該當するものと解釈することを政府がこゝでひとつ明らかにしてもらつて、悪質業者のそのような行為を未然に防がなければ、何が起るかかわからない。こゝういふふうには、私はこの七十九条第一項の五号のこの部分、「金融先物取引業に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、」不正において情状が特に重いと、または著しく不当な行為をした場合において、両方にかかると、こゝはひとつ今私が申し上げたように、金融先物取引業に關し不正な行為をした場合には取り消し事由に該當するものと解釈するといふことをこゝで明らかにしてもいい、こゝう思います、いかがでしようか。

○平澤政府委員 まず、今御審議願つております金融先物取引法案におきましては、委託者の保護を図りますために受託業者を許可制にする、それから金融先物取引において起りやすい不正行為、不当行為を想定いたしまして、これを防ぐために、契約締結前の書面の交付、あるいはのみ行為の禁止、それから各種禁止行為の列挙等の業務

規制を設けてゐるわけでございます。それからさらに、これらの規制を担保するために、銀行法と同様に、業務改善命令等を出し得る等の監督規定がまづ置かれてゐるわけでございます。

そこで、今申し上げましたこれらの業務規制や命令に違反した場合にどうなるかといふことでございまして、それは、先ほど委員も御指摘になつておられましたように、法案の中の第七十九条第一項といふのがあるわけでございます。そこに取り消し事由があるわけでございまして、その第三号といふのがございまして、先ほどは五号でございしますが、こゝにもいわば予想される不正行為、不当行為は取り消し事由に該當するようになつております。そして五号の方は、これら以外の現時点では具体的内容を予想しにくい不正行為、不当行為に對應するために設けられた、こゝういふ仕組みに法案がなつてゐるわけでございます。

そこで、本法案が成立いたしました場合には、今申し上げましたこれらを運用するに当たりましては、新たに金融先物取引業に關し不正行為に該當する行為が予想される場合には、片方で第七十四条第七号によつて省令指定といふのがございしますから、そこで違法行為として第七十九条第一項第三号の取り消し事由に該當することとなるよう省令で措置するといふことが可能であるわけでございします。したがつて、そういう方向でこゝで措置するといふことにいたしたいと存じております。そこで、第七十九条第一項第五号の不正行為に該當する行為につきましては、したがつて、委託者保護に關係のない他法令の手続規定違反のような場合を除いた取り消し事由に該當するものとして厳正に對処するといふことにいたしたいと存じますので、したがつて先生の御指摘の御趣旨に沿つて對処することが可能であると考えておる次第でございます。

○堀委員 大変細かいことを申しておるのでありますけれども、これは新しい法律でありますから、その新しい法律の中にどこかに少しでも抜け穴があれば、これは税も同じなんですけれども、

とにかく追つかけてこつて、脱税されないように法律を變えろとまたほかのところをあれしてやつてくるというのが、どこでもそうでしょうが、どうも我が国ではそういうことが大変よく行われるので、いささかなりとも法案の中に脱税のないようなきちつとした形でそういう不正行為を防止する、どこから来ても不正はできませんよといふこととしておくことは大変重要だと考えまして、ちよつとこゝを確認をさせていただいた次第でございます。

そこで今度は、昨日もやりましたのでありますけれども、実は両方の答申を拝見しますと、いずれもヘッジの會計についての問題が答申をされてゐるのであります。そして、昨日もちよつと読み上げたのでありますけれども、証取審の方の答申では、「會計処理の問題等」といふところで、

米國では、一九八四年に先物取引一般に係る會計処理基準が設定され、先物市場における売買について一定の基準を満たす場合には、これをヘッジ取引と認定したうえで、現物取引の損益と期間対応させて計上することが認められてゐる。これに對し、我が國では、このような會計処理は認められておらず、決済時に損益を認識する原則となつてゐる。このような取扱いは、現物評価の在り方と密接に關連するものであり、また、先物取引全般に係る問題でもあるので、先物取引やオプション取引の我が國における定着状況を踏まえつつ、今後、その在り方を検討していくことが望まれる。

こゝういふように証取審では答申してゐるのです。これは金融先物の答申にも入つてゐるわけでありまして、私は、これは今後の問題の處理としては、こゝういふ處理がされていなくて、それを回避するために現実に起つてくる。そういう實際に必要でない取引を行わせるのではなくて、法令の処置によつて、今こゝに書いてありますような適切な處理が行われれば非常に取引はスムーズになる。こゝういふふうに私は考えておるわけであります。

たしか証券局に企業會計審議會といふのがありますね。ちよつと古いことで私は自身はつきり記憶がないのでありますけれども、田中角榮大蔵大臣のときに會計準則の問題を取り上げまして、大蔵ひとつ大蔵省でできることですから三ヶ月ぐらいでこの會計準則を改めてもらえませんかといふとおつしやつて、三月以内でほんと會計準則が變つたのです。公認會計士の方々にこんな例は過去になかつたと言つていただいたのですが、それはまさに田中大蔵大臣の決断です。要するに必要なのはちよつとちよつといふ決断によつて處理されたといふ記憶が私は今日もあるわけでありまして、私は大変すばらしい大蔵大臣であつたといふ認識でございますけれども、ひとつこれをも、まだ本体が動いておりませんから、これから実は實際の問題が出てくる。先ほど銀行局長が申しましたように、まだ法案の審議中で成立しております。我々が賛成法案にしておりますので成立します。そこで、そういう前提に立つて、ひとつ先に証券局長の方から答弁していただいで、大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○藤田(恒)政府委員 ちよつと技術的な問題でございますので、私の方から、もう既に委員十分御承知と思ひますけれども、若干御説明させていただきます。

ヘッジ會計の問題といふのは非常に難しい技術的な問題を多々含んでおるわけでございします。例えば、収益の實現の時期をどういふふうに見るかにつきまして、米國ではこの實現主義の考え方がある程度予測可能であれば収益に計上してもよろしいといふことになつております。一方、日本の會計原則は實現主義を非常に嚴格に解釈しておりますので、金額が確定することは當然のことながら、資金的な裏づけを要する、要するに金が入つてこなければだめだといふぐらゐ非常に厳しい

考え方をとつておるわけでございます。この実現主義の考え方というのは会計原則の基本にかかわる問題でございまして、とても三カ月とかそこらでできる問題ではないわけでございます。

ただ、御指摘ございましたように、先物取引が日本に導入されますと、米国でも行つておりますようなヘッジ会計を導入すべきだという議論は当然でございます。したがって、私も今から十分勉強しておく必要があると存じておりまして、勉強会のようなものを今つくりまして、まず先物取引の仕組みというのはいくらふうになつてゐるのか、企業はこれを一体どういうふうになつておるか、その辺の実態関係を十分勉強しておこうと考えておるわけでございます。今御指摘ございました企業会計審議会で議論するにいたしまして、そういう実態関係がはつきりいたしませんと何とも議論のしようもないということとでございますので、今私どもはそれに備えて準備をしておる段階であるというふうにお考えいただきたいと思います。

○堀委員 大臣、今お聞きいただきましたように、私も三カ月というのは一つの例示をしただけでありまして、ただこういうことはここでどんどんやるといふことになりませんと、またこれは五年も六年もかかったのでは、せっかく先物取引やつてもうまくいかないという問題も起きますので、今証券局の方で早速検討をして取りかかるといふことであります。

法律というものと経済との関係でございますけれども、大臣、法律が先にあつて経済があるのじやないのでございますね。経済があつて、それをうまくコントロールし調整するために法律があるんで、主体の置き方が問題だと思つてゐるのですよ。認識の基本です。ですから、要するに、確かに企業会計原則では実現主義がそつだ。それはそつだと思つてゐる。しかし、それに当てはまらないような取引が新たに出てくるのであつて、過去に企業会計原則をつつたときに予想してゐないようなものが出てきたら、それは当然その

現状に合わせて法律を動かすのが当たり前で、法律の方に現実をはめ込もうなんという話は当経済担当委員会としては考えられないこととございまして、そういう基本認識を踏まえてひとつ最も望ましく、ただそつだからといつてしり抜けにルーズにやれといふことを言つてゐるわけじゃないのでありますから、少なくとも皆さん方がこゝへ参加するところというのは、いわゆる向このローカルズのようなものでなし、きちんとしたものを参加させると言つてゐる以上、いかげんなことを会計で処理すれば、これはまたディスクロージャーの問題の中で問題になつてくるわけでありまして、システムとしてかなりきちんとしたものができているわけでありましてから弾力的に考えたい、こう思ふのでありますが、ひとつ大臣の御答弁をいただきたい。

○宮澤国務大臣 やはり将来はどうもそういうことになりそうなきがいたします。もう既に研究も御依頼もしてあるようでございすけれども、よく研究をいたしておきます。

○堀委員 次に、昨日もやつておるのでありますけれども、これも認識上の問題であります。税の問題がございす。今世界で金融先物について課税をしておるところは実は一つもないのでございす。そこで、主税局の方は昨年の九月二十六日に税制改正を行つて、そこで現状で何かいろいろな税金を取る仕組みがあるようでございす。しかし、昨年は私も、御承知のマル優問題の最中だったもので、余り細かいことを見ないでこれはそのまゝ行つてしまつたのでありますけれども、今や大臣、一番重要なのは、特に国際資本市場の問題については国際的にイコールフッティングであるといふことはどうしても避けて通れない問題だ、こう考へてゐるのであります。

きのうもちよつと読みましたが、関係者皆さん聞いていられるのですけれども、昨年の八月二十四日に「金融財政事情」というのが、「一九九〇年の東京市場を展望する」、こういう会をやつておりまして、そこへ行天財務官が出ておられま

す。大臣にお聞きいただいていせんから、ちよつとこでもう一回読み上げますと、

しかし当然のことながら、ただ手をこまぬいてゐるだけで、東京が立派な国際市場として発展できるわけではない。やはり、立派な国際市場といふものにはいくつもの大事な資格、あるいは資格が必要である。東京市場の今後の発展にあつては、そういう国際市場としての資格を育てていく努力が、ますます必要になつてくる。

その資格としては、四つあるのではないかと。第一は、これからの国際市場でいけば大事なことであるマーケットとしての公正さの確保である。具体的にいへば、市場参加者がいかなる国籍の人であらうと同等の競争条件を与えられ、同じ立場で商売ができる、そういう意味での公正なマーケットであるかどうかということである。

レベリング・フィールドという言葉があるが、これは文字どおり平らな球技場といふことである。フットボールにしても、もし球場が傾いていればボールは片方へ流れていく。両チームの競争条件は平等でなくなる。したがつて、本当に平らな球場をつくらなければいけない。

これを昨日も読み上げたのでございすが、要するに、世界の国際金融市場、先物はどこも税金を取つてゐない。それは金額はわずかかもしれませんけれども、日本だけが先物取引で税金を取る、取引所税と言われましか取引税を取るといふことは、これは今のレベリング・フィールドにならない。要するに、日本だけが低いのですか低いのですかどつちかで、よそに比べてアンバランスな状態になつていく。そうすると競争条件が非常に変わるというこゝろになりますし、先物といふのは大変大量な資金が動く問題でございすので、私は、どうしてもこれは国際化といふ問題が最も今求められてゐるときであります。大臣にも設立の最初のクォーターにお言葉を書いていただきました

けれども、私は国際金融経済研究所をやつて今ずつと仕事を続けておるわけでありまして、こゝで一番問題になるのが、どうも日本の場合には税制問題がいろいろひつかつております。

御承知のように、これをつくる経緯というのは、マルフォードの短期国債の源泉徴収を何としてやめてくれといふ話が発端になりました。やつてゐるのであります。C.P.につきましても今は手形累増性のスタンプがついてゐるというやうなこととございす。これで私は今源泉徴収の方はやめてほしいといふことを強く要請し、山中税制調査会長にもお話しをし、皆さんにも御協力をいただいてゐるわけでありまして、C.P.については、手形のスタンプが、昭和三十三年でありましたか、それまでは定額だったのです。それが今の通増式に変わつておるわけでございまして、もとへ返すといふ意味で二百円の定額にするなら大したことはありませんし、手形とC.P.といふのが大口のものが優遇されて小口が優遇されないといふのはこれは不公平でございすので、手形はすべて二百円の定額にしたらどうかとか、こういうのを提案してゐるのでありますけれども、ぜひ大臣、今の金融先物は諸外国と同じように課税しないという原則でやつてほしい。

それは、さつきと同じ基本認識の問題がございす。というのは、オフショアも今地方税を取つてゐるものからこれでもまづいのでありますし、それからB.A.も御承知のようにスタンプがございす。何しろスタンプがあるか税がついてゐるかで、日本における新しい取引関係の問題は全部そうなつてゐるのであります。それは入り口で税金を取るのか、結果的に収益が上がつた後で要するに法人税として出口で取るのかという、入り口で取るか出口で取るかという税に対する基本認識の問題だと私は考へてゐるのであります。

ですから、たとへこの取引所税が幾らか入るかも知れませんが、それを撤廃してよりたくさん取引が行われれば法人の収入はふえるわけであり

ますから、法人税として必ず税金が取れるわけでありまして、ここで取らなかったらどこかへ行ってしまうという性格の品物ではございません。ですから、そういう意味では国際金融関係の問題は入り口で取るのじゃなくて出口で取るという、要するに税に対する基本的な認識をひとつ改めてほしい、こう考えております。

主税局長に答弁してもらいますとどうせろくな答弁が出ないから答弁を求めません。ひとつ大臣からの御答弁だけをいただきたいと思ひます。これは政治的な問題でございます。

○宮澤國務大臣 この点は堀委員が長年御主張なさっておりますことを私も存じ上げておりますし、また主税局長がどういふうに答弁を申し上げてきたか私も知っておりますのでございませう。

恐らく税というものはだれも好まないものでございませうから、主税局長の立場から言へば、担税力のあるところは何とか説明ができればこれは課税をさせてもらわないとなかなか国の歳入というものは賄えない、そういう気持ちで課税当局にあるのは当然でありますので、私はそれが悪いという感じを持つてはおりません。それから、もつと突っ込んで言へば、この取引所税というものが金融先物取引の場合に外国にないという点について、その国の課税当局がどういふうに感じてお

るのか、実はないのが当然だと感じておるのか、機会があれば取りたいと感じておるのか、その辺のところはまたはっきりわからないようなところもございませう。恐らく各国の主税局長の人がどつちかといえば取れば取りたいと考えているのは、職業上私は無理がないと思うのでございませう。

そういつたようなことがこれにはございまして、と申してもやはり国際化の波はなかなか速く大きゅうございませうし、その辺のところは主税局も外国のことを考えたり世の中の動きを見たりいろいろ考へていらっしゃると思ひますので、問題を提起なすつていらつしやることはよく知つております、それからコーマールペーパーについ

ても存じておりますといつたようなこと、結局私どもの中で省内だれも堀委員の御主張はよくわかつておつて、そしてそれはむげに退けていいとはだれも思つておらないのでございませうけれども、いろいろ議論していきましてどういふようなことで今やらせていただいておりますのでございませう、また省内でいろいろ検討させていたただいて、こういうことでこはひとつお許しをいただいております。これは決して逃げ口上で申すわけではございませう。

○堀委員 大体今の問題は、国権の最高機関が税法も決めるわけでございますので、私は政府だけにどうしてくださいといふことを申し上げるわけではないのでありますけれども、政府も、少なくとも与野党を含めて国会の方がこうしようと言つてゐるときは、やはり素直に、要するに国会における与野党合意というものは尊重していただかなければ困る、こういうふうな思ひでございます。

特に税の問題というものは、総理も大蔵大臣もおつしやつてゐるうちに、国民の理解と納得が得られなければならぬものなのでございませう。だから、国民の理解と納得を得るというところは、与野党が合意するかどうかというところが一番はつきりするところではないのか。一億からの国民の意見が一人ずつ聞けるわけではありませう。しかし、私たちは少なくとも国民を代表して憲法に基づき私どもの職務を執行するわけでございますので、そういう国民を代表する与野党の専門家がここで集まつて合意をしているものについて政府も十分配慮をするという御答弁だけはちよつとひとつこでいただいておりますと思ひます。

○宮澤國務大臣 今のことを伺いますと、恐らく主税局の立場としては、堀委員に對しましては野党に對しましては、堀委員に對しましては、何とかさうならないように一生懸命説得をし努力をいたすに違ひないと思ひますが、それにいたしまして、しかし与野党合意が成りましたら、それは国会の御意思と考へるべきものであります。

○堀委員 それでは最後に、実は一月二十九日

に、まだ法律案も出ないのに、金融先物取引所を大阪にという問題を提起させていただきます。そうして、大臣からも、四全総にも書かれておるし検討の課題だろうというふうな御答弁をいただいたわけでありませう。

そこで、いろいろと見ておりますが、現実問題として行天さんが大変いいことを言つていらつしやるので、ちよつとこでもう一遍読みますと、第二番目には、市場が効率的な、エフィシエントな市場でなければならぬ。エフィシエントであるという意味は、その市場がもつてゐるいろいろなハードウェア、ソフトウェアがほかの市場と比べて十分に整備されておる、そこで仕事をする場合に最高度の効率性が確保される、ということである。そういったハードウェア、ソフトウェアが合理的なコストで手に入る条件をつくつていく必要が、とりわけ東京の場合には大切である。

要するに、ハードウェア、ソフトウェアが合理的なコストで手に入るかどうかというのは非常に大きな問題だと指摘されてゐる。

そのなかには、もちろんオフィススペース、家賃、賃金といった問題も入つてくると思ひますが、いずれにしてもハードウェアの両面、それがみても、エフィシエントな商売ができるということが非常に大事な点だろう。

これも大蔵行天さんの指摘は、的確な指摘をしておられると私は思ふのであります。

そこで、東京は御承知のように地価も高いし、事務所の家賃も高いし大変ですけれども、大阪は確かに多少は上がつておりますけれども、そういう意味ではコストは随分違ひます。関西経済連合会、一生懸命私もそういうことで問題提起しておりますので、御努力をいただいておりますようでありませうが、先生、東京と大阪を比べますと、コストはこんなに違ひますよと云つて私に説明をされませうから、あななるほどさうですかというところで、まさにコストの問題については、今、行天さんが指摘されたのと同じような形になっております。

ここでどう申すのではありませうが、やはり私は、市場が競争的な条件があるということは大変重要だと考へておられて、その点は私、長く宮澤大蔵大臣といろいろな形で御一緒に仕事をさせていただいております中で、完全に私と大臣が一致しておりますのは、市場競争原理という点においては、完全に私は大臣と認識が同じだと考へております。

そういう立場からしますと、やはり金融制度調査会の方の答申にも競争が必要だといふことが書かれておられて、この先物についてそういうことを配意すべきだといふことが書かれておることもありますが、この点に十分配意していただいて、いろいろな点で競争条件が確保されるような意味からも、一つの大阪の問題、特に私は最近、大阪の問題で感じておりますのは、この間、大臣がワシントンへお出かけになつて、G7か何かの会合がございまして、その後で新聞に出たのに、ペーカーさんがかねてからバスケット方式というものを盛んに言つておられて、そういう方向で多少考へるということになつたのか、新聞ではややそういう感觸の報道がされておりますが、この間、新聞を見ますと、マルフォード次官補がこのバスケットの中に金を一〇%か一五%入れると言つておるわけですね。

私は、アメリカがなぜそういうことを言つてゐるのか、もう時間がありませんから申しませうけれども、その背景には為替を単一に考へるのではなくて、為替をひとつそういう物価その他の問題とリンクした格好で見ようではないかという考え方が向こうにあるのではないかと。そうすると、先物問題というのを単に金融の先物で為替の取引というだけではなくて、私はやはり統一した総合的な取引所にして、その中に今のバスケットに入れたるであろう金にしろ、いろいろなものがある中で、統一的に先物取引等が行われる中で、実は今の為替の問題といふものも密接な連絡を持つ将来像があるのではないかと、こういう感じもいたしますので、そういう問題を考へて、ひとつ大臣の御答弁

をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○宮澤国務大臣 四全総に述べられておりますことも国の大切な政策の考え方でございます。各省を拘束する考え方であると存じますし、また、大阪の持つ歴史的な背景、それから現在の意味も堀委員が何度も御指摘になり、私もよく存じております。

そこで、取引所をどういうところに免許するかということにつきましては、数に依りても地域に依りても別に法律上の制約があるわけではございません。したがって、今後どういうところから申請が出てくるかというように全般的に総合して勘案しなければならぬ問題だと思ひますが、おっしゃいますように、そのときに有効な競争が行われるということは、大変大事な要件の一つであると思ひますが、それにつきましては、有効に競争が行われるか、あるいは非常に行われぬか、競争が事実上行われるはずのものか、行われぬかといったようなあたりの見通しが一つ大事なことでございまして、その辺のこととまた考えながら勘案してまいりたいと思ひます。

○堀委員 終わります。

○越智委員長 次に、宮地正介君。

○宮地委員 今回の証券法の一部改正案並びに金融先物取引法案の問題につきまして、まず大蔵省にお伺いしたいのですが、この法案が分離されて今回提案された、むしろ考え方によつては一本化して提案することはできなかったのか、この点についてはどのような検討がなされたのか、お伺いしたいと思います。

○平澤政府委員 今回の法案につきましては、証券取引審議会、金融制度調査会、さらに外国為替等審議会のおおのの審議会で議論していただきまして、最終的には報告書をそれぞれ出していただいたわけでございます。その報告書の中では、今委員がおっしゃっておられますように、世界各國の先物市場は統一に行われるところが多い、したがって、そういう方向で考えるのも一つの考

え方であろうという御意見も非常に強かつたわけでございますが、他方そうはいつても、特にブラツクマンデー以降、現物市場と先物市場との関連を十分考えていく必要があるのではないかと、意見もまた出てきておりまして、諸外国においてもその辺、特にアメリカにおきましてはいろいろその後調査等も行われているのは、御存じのとおりであるわけでございます。

したがって、先ほどの審議会等の報告におきまして、方向性としてはそういう方向がいいという意見が、特に金融制度調査会、外為審等強かつたわけでございますけれども、法案といたしましては、先ほど言っておられますように、とりあえず二つに分けて二つの市場をつくる、そういうことで法案を出して行っているわけでございます。その場合、特に証券の方は、既に国債の先物取引を証券取引所で行っております。そういうことも十分踏まえながら、法案が出てきているということでございます。

ただ、大蔵省の三局でいろいろ議論いたしました、その際に三つの局での合意という通称三局合意というのがございまして、その最後のところに書かれておりますのが、「今後の我が国先物市場の推移、内外の金融情勢等を勘案し、また、海外における先物市場等の動向に適切に対応し我が国先物市場の国際性を高めるとの観点から、金融先物取引所の開設後二年を経過した時点で見直しを行い、要すれば法律改正を含めた措置を講ずる。」というふうになっておりますので、この方針等を頭に置きながら、今後とも常にこの問題については取り組んでいきたいと考えている次第でございます。

○宮地委員 国際的な一つの流れとして、既にアメリカなどにおいては一本化されて行われております。日本においては、二年後に見直しをするという前提の中で二本立てで出発をする。このことが、これからの国際化の金融市場の流れの中で、また日本が大きくニューヨーク、ロンドン、東京という、国際金融市場の重要なキーポイントの位

置づけになっているこうした状況下の中において、果たしてベターな選択であったのか、やはり将来のことを考えていくならば、いろいろ難しい銀行あるいは証券の垣根の問題はあるにせよ、勇断をもって大蔵省はこの際一本化の方向に努力をすべきではなかったのかな、こんな感じもするわけでございますが、この二年後の見直し、これはどういうような環境、状況というものが醸し出されたときに見直しをすることを考えておられるのか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○平澤政府委員 現在、世界的にいろいろ金融の流れあるいは金融構造について大きな変化が起つております。今から二年前を振り返ってみますと、当時考えられなかったようなことがいろいろ起つてきて、かつまた当時のいろいろな人たちが激しく議論し、なかなか解決できなかった問題も、二年後は答えがそれぞれ出ているほど過去においても変化が激しかった。したがって、今後二年を展望いたしましても、そういう意味ではそういう変化は非常に激しいことが予想されま

す。先ほど申し上げましたように、各国ともこういう問題を含めまして、今いろいろ模索しながら制度改革等を行っております段階でございます。したがって、現段階で具体的にこういう状況になるだろうということは、なかなか見通しがたい点もあるわけでございますが、今後二年間の変化は十分に注視しながら、そういう中で一番先物市場を利用する人たちのニーズに適合する、かつまた国際的に通用する、さらに効率的な市場、そういうものはどういふものかということを探求して、答えを出していくということになるかと考えている次第でございます。

○宮地委員 金融先物取引法案につきましては、これは金融の自由化とか国際化の進展を背景として、金融取引にかかわる各種のリスクが増大し、こうしたリスクを回避したいとする要請が高まっております云々と、非常に国際化という問題を重視されて法案をつくられております。ところが、証券取引法の一部改正案を見ますと、この提案理由の説明の頭のところ「政府は、最近の証券市場の現状等にかんがみ、証券先物市場の整備、企業内容開示制度の見直し、内部取引規制の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。」いわゆる国際化とか金融の自由化とか、特にインサイダー規制に対する欧米各國の立法化による国際的な取引の強化、こういうものが非常に強く出てきておりまして、むしろ日本はインサイダー規制についてはある意味では大変に野方図の状態にあるではないか、こうした外圧といえますか欧米各國の批判というものが強まっております。そうしたインサイダー規制に対する国際化の対応というものが十分に反映して、あるいは国内的にはタテホ事件などの問題が出されて、今回のこうした証券法の改正という状況になつてきたのではないかと。なぜこの提案理由の最初に、そうした国際的な動向、国際化に対応するといふことが一言も入っていないのか、まことに不可思議でございますが、この点、証券局長どういうことになつておられるのですか。

○藤田(恒)政府委員 提案理由は非常に簡潔にというところで記載いたしました関係上、若干そういう趣旨が漏れておつたかもしれませんけれども、法案提出の理由等におきましては、我が国証券市場の自由化、国際化の進展等に対応して、いろいろと証券取引の公正化をますます図つていかなければいけないという趣旨のことを申し上げておるつもりでございます。私どももまさに国際化といふことを最も念頭に置きまして、今回の証券法に基づきます証券市場の整備を図るということに対応してきておるわけでございます。

○宮地委員 そうであつたら、たとえ簡単として、もそこはポイントの一つなんだから、大臣の提案理由説明の中に国際化という三文字が入つてないといふことは、やはり口ではそう言つても軽率であつたと思うのです。私が先ほど申し上げましたような欧米の各國におけるインサイダー規制の取り締まり強化という立法化の動き、また国内的

なタテホ事件などによるそうしたものが引き金になって、今回の証取審を中心としたスピード審議によって今国会に提案をされた。私はこういうふうな受けとめておられるわけです。皆さんもそういう認識を持っておられるわけですから、素直にさちつと大臣の提案理由説明の中には、この金融先物取引法案と同じように歩調を合わせて提案理由をすべきではなかったのか。ここにやはり同じ大蔵省内部でも、そういうことはないにせよ、証券局と銀行局のちよとした厳しい縄張り争いのようなものを感じざるを得ない、垣根を感じざるを得ない。こういうものが今度は銀行業界とか証券業界とか民間に反映していくわけでございまして、そこにお二人並んでおられるわけでございまして、今後はそういう点についてもきちつとすきを与えないようにぜひ御要望をしておきたい、こう思うわけでございます。

そこで、このインサイダー取引の問題につきまして証券業界が自主規制の案を今固めつつある、このように伺っておられるわけでございますが、この点について証券局長はどういうふうに把握をされておられますか。

○藤田(恒)政府委員 インサイダー取引に関しましては、証券業界のいわゆる未然防止のための業務体制の整備と申しますか、こういったものが極めて重要であろうというふうに思っています。そういう観点から私も、これまでいろいろと証券業界の方に未然防止のための規則をつくってもらっておたわけでございますけれども、この際いろいろの規則を一本化いたしました、内部者取引管理規則というものをつくって各社共通な体制をつくってもらおうではないかということで、今相談をいたしております。

その内容につきましてはつづきに申し上げるまでもないと思いますが、基本的な考え方といたしましては二つございまして、一つは、これまでやつてまいりましたけれども、内部者取引の管理カード、いわゆる内部者に該当する会社の役員その他の者のカードをつくりまして、その取引を証

券会社がタモニターをいたしまして、必要な場合にはその取引の動機、そういったものも照会をするというふうなことを図る、これがまず第一でございまして。

それからもう一つは、いわゆるチャイニーズ・ウォールと申しておりますけれども、証券会社は企業との社債の発行、増資その他の引受業務をいたしますので、企業関係の情報が比較的に入りやすいわけでございまして、その企業関係の情報を有するようないくつかの部門のセクション、それからさらに実際に顧客との取引に当たっております営業部門のセクション、この間で情報が流れないようにするという仕組みをつくりたい。これは具体的に非常に細かくなりまして、省略いたしますけれども、そういうチャイニーズ・ウォールの整備を図る、この二本立てを基本とした規則、これを今つくつてもらうべく相談を進めておるところでございまして。

○宮地委員 証券界の自主規制というのは、インサイダーの取引の中においても非常に大事な問題である。特に顧客の注文の拒否、こうした問題について今お話ございましたようにチャイニーズ・ウォール、こうした問題からして、多分に今までは顧客に対しての拒否というものが非常に甘かったのではないかと。これは、やはりおのずと証券業界の基本的な姿勢もあるわけでございまして、また一方では、大手の証券業界また二百数十社もある中小の証券業界もあるわけで、この証券界の競争という問題と自主規制という問題、これはある意味では裏腹の関係にあるわけで、難しい相反する立場にあるわけです。まさに大蔵省がこの点についてはきちつと毅然たる行政指導、またそれなりの運営、対応、こういうものをやっいていかなくてはならない、こう思うわけでございまして、この自主規制と証券界の内部的なそういう競争の問題、こうしたものに対してはどういう今後の対応を考えておられるのか、お伺いしておきたいと思っております。

○藤田(恒)政府委員 確かに御指摘のように、証券業界は非常に競争の激しい社会でございまして、しかし、幾ら競争が激しいかと申しまして、免許業種でございまして証券会社といたしまして、不正な取引につきましてはこれをできるだけ防止するよう、そういう体制をつくり上げていくというのはいくらも当然のこととございまして、競争が幾ら激しいからといってそういうものを無視してもいいということにはならないかと思っております。

ただ、今申し上げましたように、自主規制だけということになりますと若干御懸念の点もあるかと思っておりますので、私も現在考えておりますのは、いわゆる証券会社の取引の健全性を要求して、おまかせ健全性省令というのがございまして、けれども、その省令を改正いたしまして、まず証券会社の先ほど申し上げましたチャイニーズ・ウォール等の整備が不十分な場合には、それに対して改訂命令を出せることにいたしたいと思っております。それから今御指摘のございました顧客の内部者取引ではないかと思われるような取引についてこれを受託する行為、これも受託を禁止するというところまで参りたいというふうに思っております。そうなりますと、証券会社の自主規制は単なる自主規制にとどまりませんで、法令に裏づけられた規制ということになるわけでございまして、仮にそういう事実が発生いたしますと、証券会社の行為が法令違反ということになるわけでございまして、そのくらの覚悟をもって私も当たたる所存でございます。

○宮地委員 この委員会でも同僚委員から再三いろいろ出ておりましたが、特に証取法五十八条、これについては「証券取引においては重要な事実を開示すべき義務を定めているのである。なお、インサイダーは絶対に取引をしてはならない」というのではない。取引をするのであれば事前に情報を公表すべきであるということであって、取引をしないならば公表する必要はない。こういうような考え方といえますか解釈といえますか、こう

したものがこの運用について非常に甘さといえますか、あるいは厳格であった。アメリカでは一九六〇年代にも証券市場全般にわたる大がかりな調査が行なわれた。最近では昨年十月の大暴落の後にSECはじめCFTC(商品先物取引委員会)、議会、それに大統領が直接任命した委員会による暴落の原因調査が行なわれた。膨大なデータを処理した詳細な調査報告書が発表されている。「この辺ですね、アメリカと日本の場合を比べて、果たして今回の証取法一部改正案で大丈夫なのか。いろいろ悪徳商法というのは、またそうしたものをやるような悪徳というのは大変知恵があるのですね。また、法の網の抜け穴というのは非常に巧妙に見つけ出すのです。果たして今回の改正で、このインサイダーの規制というものは本当に大丈夫なのか、これは国民の率直な偽らざる心配だと私は思うのです。」

そういうことで、先ほど取り締まりの体制の問題とか人員の問題とか、いろいろ御質問もあつたわけですが、率直に言つて、アメリカあたりは大統領が直接任命した委員会による暴落の原因調査などを行う、ブラックマンデーというのは六十年に一回くらい来るようではすけれども、そのくらい大変シビアに取り締まりをやっておられるわけです。日本は、そういう面では一歩前進ということでは評価はできますけれども、大蔵省としては相当シビアな姿勢を持っていないと、甘さが残ると必ずまた次の大きな問題が出てくる可能性が十分にある。言葉の悪い人は、この証取法一部改正はやつてもざる法じゃないか、こんな意見を言う人も国民の間にはいるわけですが、専門家の間にもいるわけです。そういう点について大蔵省が、体制の問題、取り締まりの問題、やるからにはきちつとそれなりのものをつくりたいかななくてはならないのではないかと、こう私は思っておりますのでございまして、証券局長、その点について自信おありですか。

○藤田(恒)政府委員 日本とアメリカとの比較でいろいろと物を考えてまいりますと、確かにアメ

リカにおきましては、インサイダー取り締まりにつきまして日本よりもかなり進んでおるところがあるかと思ひます。ただ、日本も今回の法整備をしていただきますと、かなりアメリカのものに近い制度ができてくるのではないかと私は存じます。

よく一般に、日本の今回の法規制はしり抜けではないかと言われますけれども、具体的にどういふ点を指すのかと申しますと、私は二点あるのではないかと思ひます。まず第一点は、こういう法律規制をつくつても取り締まり体制が十分なのではないか、ただいま御指摘ございましたけれども、SECのように大きな機構はないじやないか、したがつて、取り締まり体制が十分ではないかという御指摘。それからもう一つは、この法案の内容そのものが、アメリカで取り締まられている内部者取引の範囲に比べて狭いのではないかと二点であるかと思ひます。

第一の点につきましては既に御答弁申し上げましたけれども、私どもも現在の職員でできるだけの効率的な運用を図るとともに、いろいろとこれからも執務体制の整備等を図つてまいりたいと思ひます。と同時に、日本では、アメリカでは余り見られない未然防止ということに非常に重点を置いて、証券会社、取引所一体となつた未然防止体制というものをつくり上げていきたい、こういうものを十分活用して、さらにそれから出てきた違法行為というものを、行政側が司法当局と連絡を密にしながら取り締まっていくという考え方で対応いたしますと、私は、一〇〇%米国に匹敵するものができるといふことを申し上げるほどの自信はまだございませんけれども、かなりそれに匹敵するものはつくり上げていくのではないかとこのうふうに思つております。

それから、法律のカバーする範囲でございませうけれども、アメリカでは御承知のように法律の規定が非常に抽象的、広範囲でございまして、これを判例で補つていくという形でインサイダー取引の具体的な内容が定まつていっております。日本

の場合には、そういうことではかえつて取引をするときにいかなるものがインサイダー取引になるのかという認識がなかなか難しいという観点から、法律で内部者の範囲、それからインサイダー取引に該当いたします取引の形態、こういったものを原則として列挙することにした。したがつて、アメリカに比べて若干漏れていゑるものがあるのではないかと御指摘があるかと思ひますけれども、私どもこの法案をつくつております段階で、たまたま米国のSECと定期協議がございまして、この法案の内容を説明いたしましたところ、この法案で米国がカバーしているものの九八%、それ以上のものがカバーできるのではないかとこのうふうにSECの方からも評価をいただいた。別に、評価をいただいたからいいとは申しませんが、判断をいただいたいてるわけでございします。

したがつて、私どもとしては、取り締まり体制あるいはこの法案のカバーいたします範囲、いづれの面におきましても米国とほぼ匹敵するものができ上がった、後はこれをどういうふうな運用していくかということにかかつていゑると思ひますが、私ども全力を挙げてこの適正な運用に努めてまいり所存でございします。

(委員長退席、太田委員長代理着席)

○宮地委員 大蔵省は、そう言つてもやはりSECと違つて、手足を持つていないという弱さがあるわけですね。そうなればおのずから、東京証券取引所の竹内理事長みずからおつしやつていゑるうちに、会員組織の取引所がやれる限界はある、取引所はやはり限界がある、結局証券会社の内部チェックに頼らざるを得ない。私は、今後こうした問題について運用していく中において、やはり大蔵省がSECのような手足を持つていないという弱みは、これはどうしようもないと思ひますね。ただ、法律があります、いろいろの政省令で決めて運用していきます。しかし、最後は証券取引所あるいは、後ほど銀行局長にちよつとお伺ひしたいと思つておりますが、先ほどのチャイニー

ズ・ウォールについても、これは証券業界もそうですが、むしろ日本の場合には実態から見れば、銀行のチャイニーズ・ウォールというものの重要性というのは非常に大きいわけですね。

どうですか、今後、この法律を改正されて運用していつて、やはり日本の場合にはインサイダー取引の規制というものは取り締まり等になかなか難しさがあるな、やはりSECのような第三者機関をつくる必要があるな、こういうような状況が醸し出されてくるということが十分考えられるわけですが、まず証券局長に、そうした第三者機関を状況と環境の変化においては今後設立をしていくというお考えが大蔵省にあるのか全くなのか、この辺についてのお考えを。それから銀行局長、今お名前を出しましたので、本当の意味のチャイニーズ・ウォール、この強化をしなければならぬのは、阪神相互の例を挙げるまでもなく銀行にもあると私は思ひます。この点については、銀行局長にお伺ひをしておきたいと思ひます。

(太田委員長代理退席、委員長着席)

○藤田(恒)政府委員 SECに匹敵するような第三者機関をつくる必要があるのかという御指摘でございしますけれども、先ほどから御説明申し上げておりますように、証券会社の未然防止体制あるいは取引所の未然防止体制、それと行政側の運用ということとを一体として対応いたしますと、私どもとしてはかなりこの取り締まりに対して実効を上げ得るものだというふうに思つております。

具体的に申し上げますと、例えば証券会社で、まず取引所と異常な株価の変動がありますと、直ちにその理由を調査いたします。その過程では、どういふ人が取引をしているのかということも上がつてくるわけでございます。また、その調査の内容は行政にも報告されるわけでございします。したがつて、行政と取引所及び証券会社が一体となつた取り締まり体制というものは、市場での取引全般をかなりモニターできる仕組みになりますので、私どももいたしましては、今の仕組みで十分取り締まり体制の実を上げていけるものだと

というふうに思つております。

○平澤政府委員 金融機関が融資等行つております、その中からもうろの情報を得ていゑるインサイダーとして利益を得るということは、やはり公共的な機関として問題があるかと存するわけでありませう。しかし、その点につきましては、現在御審議願つております証券取引法の改正案のインサイダー、まさに今議論しておられるところでございますが、その規定によつて今後十分そういうものをチェックすることが可能になるかと思ひますので、証券局等とも十分連絡をとりながら、いゑゆる投資家保護のために行政的な施策を進めてまいりたいと思ひます。

○宮地委員 証券法の一部改正ですが、日本の企業の内部情報についてはむしろ、資本の状態からしますと、非常に自己資本率の少ない企業であり、銀行、証券というものが大株主の企業であり、大変に多いわけですから、おのずから銀行、証券、そこにはそれなりのホットな内部情報が集まる、そうした仕組みに日本の企業の実態というものがあるわけですから、証券業界のみならず銀行においてもこの問題については相当シビアに、チャイニーズ・ウォール問題についてはぜひ銀行局長も、銀行業界に対してはそれなりのきちつとした措置をしていただきたい、私はこのように強く要望しておきます。そうしたものがやはり国際的にも、日本はインサイダー規制が甘い、インサイダーの取引には非常に天国である、こういうようなことが言われないようない、この法律の成立と同時に大蔵省は御努力をいただき、先進国としてのフェアな、国際社会の中で生きていく日本の一つの毅然たる対応というものをぜひお願いしたい、このことを強く要望しておきたいと思ひます。

大臣がちよつと予定よりもおくれておりますので、質問があちこち非常に飛ぶ感じがいたしますけれども、御容赦いただきたいと思ひます。最初に、先ほどもちよつと話が出ておりました、日本と英国の金融摩擦問題についてちよつと

「野村証券、大和証券のロンドン現地法人は英国債のマーケットメーカーの業務を今月以降始める予定だったが、英政府当局から「待った」がかかる、スタートが大幅に遅れる見通しとなった。

英政府は、東京証券取引所の会員権を英国の証券

会社二社に開放するようかねて要求しており、早期解決を促すために、圧力をかけたもの、とみられている。」こういうようなことが報道されておりますが、これについては大蔵省としてはどのように受けとめておられるのか、また今後こうした問題についてどう対応されるのか、お伺いしていただきたいと思います。

○藤田(恒)政府委員 御承知のように、英國での國債につきましての流通市場におきます取り扱いには、基本的にはイングランド銀行から認可を受けけるたプライマリーディーラーがマーケットメークを行うという形で進められておりまして、日本からも野村証券と大和証券がイングランド銀行からの認可を既に受けておるわけでございます。ただ、具体的に業務を開始いたします場合には、イングランド銀行からの業務の開始の指示というものがあるようでございます。これを現在まだもたつていないということから、いろいろと新聞等で報道されてきたわけでございます。しかし私どもとしては、必ずしも英國当局がこの日英間のいろいろな問題と絡み合わせて、相互主義的な考え方からこの業務の開始をおくらせておるといふふうには考へておりません。したがつて私どもといたしましては、できるだけ早くその業務開始の指示が得られるように、英國側といひいろいろと話し合つてまいりたいといふふうに思つております。

○宮地委員　これについては、特に竹下総理がサツチャー首相とお会いしたときに個人的に関心を保持して対処する、このようにお答えになった。これは大蔵大臣としてもこの問題、日英金融摩擦の問題でございしますが、このまま放置しておくわけにいかぬと思うし、恐らくトロントでまたサツチャーさんと総理がお会いするときに、どうなりま

したかぐらひ言われるんじゃないかな。これはある程度時間的制約も出てくるんじゃないか。トロロントあたりまでに、大蔵省としてもしつかりこれを固めておく必要があると思うのですね。この点はどうでしょうか。証券局長から答弁して、大臣にわかりやすく……。

○藤田恒 政府委員 東証の会員権の問題につきましては、総理訪英の際に英国の首相の方から、英国系証券会社二社について早期に会員になれるようにしてほしいという要望がございまして、それに對して総理の方から、個人的な関心を持つて検討してまいりますというふうにお答えになったというふう聞いております。したがしまして、必ずしも明確に約束をされたというふうには私どもも理解をしていないわけでございますけれども、具体的に現在この東証の会員権の問題につきましては、この二十三日に新たに二十二社の証券会社が会員として入ってくるということでございます。また、新しく会員を迎えるということになりますと、かなり時間をかけていろいろと検討をしなければいけない問題も多々あるかと思ひますので、私どもはこれからの検討課題の一つだといふ認識を持っておりますけれども、早急にこの問題について何かできることと言われますと、かなり限界があるのではないかというふうに思っております。

○宮澤國務大臣　この話は、イギリスの総理大臣が日本の総理大臣に言われた話でございますから、英國政府としての関心があるということであると思うのでございますが、そうだといたしますと、実はこの五月の二十何日から新しく会員になる、この決定を東証がいたしましたのは、昨年のたしか十一月か、ごくごく最近のことでございます。その中で、イギリスからたしか六社申請がありましたうちその四社が選ばれたという、ごく最近のことでございますので、その間の経緯をイギリス政府の東京の出先である英國大使館が知らないはずはないと、正直を言ひまして私は思うのでございます。それほど大きな問題であれば、そ

のときに別段そういう話も東証に対してでもなかったやうでございますし、どうもその辺が、前の決定が非常に前でございますともう事情がいろいろございまして、ついでこの間のことでございまして、どうも十分その間の事情が本国といえますか届いていなかったのか、私、多少その辺をどういうことであろうかという気持ちも持っております。

いずれにしてもこれはクラブのことでござい
すから、そもそも政府がクラブにあれこれできな
いということは、こういう制度の発祥の地のイ
ギリスの方にはよくおわかりのはずだということ
申したい気持ちがあります。しかし、申すことは
申しまして、さてそれでどうかといつて何かでき
ることがあるかどうか、考えられるだけ考えてみ
なければならぬとは思つております。

○宮地委員 わかりました。この点はトップ会議の話題になっているぐらいですから、イギリスにしても非常に重要視しているのではないかと。国際的に非常に大事な時期だけに、大蔵省としてもぜひ正確な情報をキャッチいたしまして、的確な対応をお願いしたいと思います。

次に最近、外国の証券会社あるいは外国の銀行による日本国債の引き受けシエア、これは現在外国勢のシエアについては十年物国債で大体二・五％ぐらい、しかしこれについてアメリカを中心に、日本の国債の引き受けにつきまして外国勢が差別されているのではないか、こういう不満がたゞ変強まっているようでございまして、シエアの調整によつて金融摩擦を鎮静化する、これも一つのねらいであろうと思いますが、大蔵省としてこの日本の国債に対する外国のシエア、現在の二・五％を引き上げるといふお考えをお持ちなのかどうですか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○足立政府委員 外国金融機関のシ団内のシェアにつきましては昨年四月引き上げを行ひまして、先生おっしゃいましたとおり現在では固定シェアとして約二・五％になってございますが、昨年の

十一月から十年物国債につきまして引受額入札制度というものを導入いたしました結果、これは現在までに十年物について既に七回実施をいたしてございしますが、これは主として外国金融機関の市場アクセスを拡大していこうという趣旨からこの制度がとられたわけでございまして、この七回の実績の平均を見ますと、外国証券会社のシェアが四・〇六％と四％を若干超えておる、外銀のシェアが一・二八％ということの実績が出てございまして、これを足しますと五・三％を超えるような、今の先生おっしゃいました固定シェアの二・五％の倍以上の実績が既に外国のシェアの実績としてあらわれてきておる、まず実情がそういうことでございします。

しかしながら、それでもアメリカサイドからは、さらに一層の拡大ということを求められているということも事実でございまして、先月行われました日米の円ドル委員会におきましてそのような話が出てまいりました。私どもは、国内の金融機関と外国の金融機関との間で何ら差別をするという気持ちはないわけでございまして、アメリカの証券会社あるいは銀行の我が国におきますブレンセス、実力といえますか活動状況といえますか、そういうものに見合ったシエラは十分確保していかなければならないと考えておりますし、そういう観点から、一体どのようなシエラが外国会金融機関の活動状況に見合ったシエラとしてふさわしいのかということを十分考えていこう、そういうような資料がございましたらアメリカ側からも出していただきたい、こういうことでこれから現実等十分踏まえて、シエラの拡大等の方向で検討してまいりたいと考えておるところでございします。

○宮地委員 そうしますと、アメリカを中心にした諸外国、特に私はアメリカだと思いますが、その不満という背景はどういうふうに分析されてゐるのでしょうか。

○足立政府委員 先生おっしゃいますように、外国と申ししましてもアメリカでございますが、ア

リカは御承知のように競争入札制度というものを国債の消化についてとてごさいます。それに対して、我が国におきましては十年物についてシ団制度というものをとておる、これがやはり基本的には問題となつてごさいます。

アメリカの方は、やはり競争入札ということでも十分実力を発揮したいという基本的な考え方がございまして、これにつきましては私も、アメリカと日本の予算制度を初めとする制度の相違というものを十分説明いたしてございまして、またどの国におきましても、国債の安定かつ確実な消化というものはそれぞれ担保しなければならぬ。この担保の仕方というものが我が国におきましてはシ団制度であり、アメリカにおきましては例えはプライマリーデューラー制度であり、イギリスにおきましては中央銀行の引き受けでありというように制度がそれぞれあるわけでございまして、その点につきましては基本的な考え方というものは、アメリカサイドにおきましても、我が国の立場というものは十分理解をしております。競争入札でございます。そういうようなことで、競争入札ということができるならば、先ほど申しましたように、自分らが十分我が国において活動できるというそれだけのシェアを實際与えてほしい、こういうような見解の相違かと思ひます。

○宮地委員 そうしたアメリカの証券会社や銀行に対する努力というものの啓蒙ももちろん大事ですが、国内のシ団とシエラ拡大のこうしたアメリカの不満、こういうものについて何らかの措置の交渉をする考えはあるかどうか、この点について確認しておきたいと思ひます。

○足立政府委員 先ほど申しましたように、従来中期国債それから超長期である二十年物については、既に完全な競争入札を実施いたしてございまして、そういうようなもの実績は既に出てきてございまして、国債の中心である十年物についてシ団制度を維持してございまして、彼らの不満があるわけではございませんので、その辺の状況を十分見ながら、必要があれば私もシ団ともそのシエ

アの改定については十分話をしていきたいと考えております。

○宮地委員 この十年物国債の固定シエラ約二・五、このシ団方式に対しての不満だと私も思ひます。しかし、この不満をそのまま放置しておきますと、その火がまたあちこちに飛び火するわけではございまして、この点についても十二分に慎重な上に、また国際的な動向というものを大局的に見て、大蔵省としても過ちのないようぜひとも的確な御判断をお願いしたい、このことは御要望しておきたいと思ひます。

時間も限られておりますので、大臣に何かお伺いをしたいと思います。

税制改革の問題に絡みまして、最近竹下総理またその周辺からいろいろ聞かされてくることは、具体的に竹下総理は六日にミューンヘンで同行記者団との懇談をされまして、この税制改革問題について用意ダウン、スタートは一緒だ、実施は当然違ってくるだろう、こういう御発言をされたのです。これは、いわゆる減税と抜本税制改革の法案処理はこの秋に先行させても、新型間接税の実施は先延ばしをする、こういうお考えをお述べになつたというのがどうもその本意のようなんです。そうしますと、今度は竹下総理の後見人と言われておりました金丸前副総理は、四月の二十二日に大阪においてこういう講演をされているのです。「国民が支払うのは、三、四年先でもいい。それなら、そのころに（導入を）決めればいいじゃないか、といわれるかもしれないが、そうはいかない。だから決めるのは秋だ、導入は三、四年先だ、こんな発言をしておられるのです。こういうことが最近永田町かいわいでいろいろと流布をされてきている。

○宮澤國務大臣 金丸さんのお話は別といたしまして、竹下総理大臣が言われたと伝えられるところについて考えますと、私も同じくは、いわゆる減税というものを六十三年度でございまして、それはやはり全体の税制改革の全貌を確定いたしまして、その一環として考えるならばそれは考え

られないことではないというふうに思つておるわけではございまして、財源等々にもよることではございまして。税制改革全般の中で、これは例えばおっしゃいますように消費税のようなものは新税でございまして、あるいは相続税のように国会の御議論をいろいろ承つておきまして、相続財産が土地など既に相当上がつておる、それはもう過ぎ去つた時点において相当上がつておるではないかというように御指摘もございまして、そうしますとこれは何かその点を考えなければならぬかといったように、税の一つ一つにつきましてみんなが一度に施行をスタートするということは、現実的でない部分があるかと思ひます。その間後先があるというところは、これはおのずからあり得ることだ、そういうふうに総理大臣は言われたものと考へております。

○宮地委員 ざばりお伺いしますが、大蔵大臣は新型間接税の導入については、法案の処理は秋、実施は二、三年先、それでよろしいのですか。

○宮澤國務大臣 金丸さんの言われましたことは、私、論評いたすつもりはありません。ですから、今宮地委員の言われたところまでは、私は申し上げかねるところでございまして。

○宮地委員 竹下総理も、徐々にございまして、その辺の本音を言ひ始めておるわけですから、ぜひ大蔵大臣も意思の疎通を図つて、その点の本音の部分は確認を合つておいた方がいいのではないかと、こんな感じがいたします。

もう一つお伺いしておきますが、六十二年度の赤字国債、この四、六月の出納整理期間に繰り延べておるもの一兆一千二百億圓、これは自然増収の状況もほぼ見えてまいりました。大蔵大臣、これは発行は見送る方針をお固めになりましたか。

○宮澤國務大臣 これは、いつぞやも申し上げたかと思ひますが、五月の三十一日という一日に非常に大きな収収が入つてまいりました。昨年でございまして、法人税だけでこの日に四兆八千億圓一日で入りました。それは法人税全体の三十何%に該当いたします。そういうふうに、非常にこれ

から先の時点で収収の大きな部分が入つてくる、入つてこないという問題がございまして、ですから、これは隠しておるものではございせん、で、どれだけ自然増があるかということについての確な見当は申し上げかねておるということではございまして。

そこで、仮定の問題でございまして、相当大きな自然増収があつたということになりますと、まずその三二%は三税につきまして地方に返さなければなりませんので、その残りが国に残る。その場合にその限度におきまして、やはり特例公債は発行をしないことが本当であろう、考え方としてはしてはならないというふうに、財政法等々の精神は読むべきであらうと考へておりますので、そういう状況になりましたら減額をいたしたいと考へております。

○宮地委員 この減額措置は間違いなく実行されるであらう、私はこう思ひます。しかし、その減額に自然増収を回しまして、さらに決算剰余金というものが六十三年度に回せる可能性が出てきております。この辺について、若干その金額にも差があると思ひますが、仮に第二次補正後にかたく見て二兆圓の自然増収が出たとしても、普通二兆五千億くらい、こう言われておりますが、二兆圓といたしましては決算剰余金は約二、三千億程度六十三年度に回せる。これについての運営、これはどういうふうにお考えになるでしょうか、決算剰余金が出た場合に。

○斎藤（次）政府委員 決算剰余金が出た場合には、財政法上の規定によりまして、その二分の一を下らざる額を翌々年度までに国債整理基金特会に繰り入れるべしということになっておりますので、その規定に従ひますと二分の一は国債整理基金特会に繰り入れる、残りの二分の一は翌年度までに繰入に繰り入れて一般財源として使用するというところでございまして、その場合にも片方で特例公債を発行している場合には、第一義的には私どもといたしましては、特例公債の減額に充てるべきだというぐあいに考へておるわけではござい

す。

○宮地委員　そこで私は、野党からの要求もしてまいりました内職の課税最低限、これはやはり現在のパートの皆さんと同じように九十万円までアップすべきではないか。当然ことしの分から実施できるわけではございません、減税規模としては二百億円あればできるわけではございません、財源的にも今申し上げたように十分足りるわけではございませんので、この内職の課税最低限九十万円までのアップについては大蔵省としてはぜひ実行していただきたい、こう思いますが、主税局長、この点については大蔵省としてはどういうふうに今検討されておりますか。

○水野政府委員　三月三十日の与野党の政策担当者会議におきまして、野党三派要求の政策減税については、内職所得者の課税の改善を行うというふうな合意がなされているというふうにお聞きしているところでございます。今後これが具体的にどのようにつめていかれるのか、その状況を私どもといたしましては注視しておるところでございます。今この場でコメント申し上げる立場にはないわけではございますが、こうした対処の方向についてはいろいろな方法があり得るわけでございますし、このように与野党のさらなる詰めをも注視してまいりつつ、私どもとしても、それが具体化されたときに応じていろいろ勉強はいたしておるところでございます。いずれにいたしましても、今後の合意の動向につきまして注視してまいり、それが具体化されたときには誠実に対処してまいるべきことであると考えておるところでございます。

○宮地委員　今検討されているということでございますが、これがもしゴーというふうになった場合、主税局長、所得税法の改正でいくのか、あるいは国税庁の実務レベルで経費率を見直していくのか、いろいろやり方あると思うのですが、ゴーされた場合、その辺具体的にどういことが検討されるか、その辺のことについてちょっと御説明いただきたいと思います。

○水野政府委員　ただいま申し上げましたような対処の方法があるところでございます。また、今委員御指摘のような態様があるわけではございません。ただ、これは先ほども申し上げましたように、具体的にどのような合意がなされるかによりまして、私どもへの御指示も違つてまいるかと思っております。やはりこれはなお与野党におきましてこの御検討を注視してまいり、それで委員御指摘のようないろいろな方法を頭に置いて勉強はしておきたいということではないかと思うわけでございます。

○宮地委員　大体、今私が申したような方法が常識的には考えられますので、あとは引き上げが九十万円までになるのかどうかによって具体的に検討されると思いますが、この分あたりは大蔵大臣、与野党合意の問題等々もありませんが、財源もあるわけですし、また諸般の現在の経済状況を見たときに、内職者の特に御母方の御主人に仕えている家計のやりくりの御苦労に対しては配慮すべきではないか、こんな感じがしております。ぜひ大臣の率直な御所見を伺っておきたいと思っております。

○宮澤国務大臣　与野党でいろいろ御相談のようでございますので、そのお答えが出ましたら、ひとつそういうふうなことにさせていただかなければならぬかなと思っております。

○宮地委員　それでは時間も参りましたので、最後に一問だけ伺いしておきたいと思っております。特に最近、アジアNIICSの通貨調整の問題が非常に大きな政治課題としてクローズアップされてきているわけですね。韓国とかシンガポール、台湾、香港のアジアNIICS対米貿易黒字、これもアメリカの商務省の統計によりまして八六年には三百八億ドル、前年比二四％増、八七年、昨年も三百七十七億ドル、前年比二二％増、こういう状況になってまいりまして、四月のIMFの暫定委員会でもテーマになったようでありまして、恐らくトント・サミットでもこうした問題に対して日本に対応をいろいろ迫られてくる可能性がある。

る。こうした状況は日本にとつても非常に関心の強い問題でありまして、アメリカあたりでは強硬姿勢に出てくれば通貨の切り上げとかこんなことも考へ得るわけですが、他山の石として、これを放置しておくわけにはいかぬと思うわけで、こうしたアジアNIICSの通貨調整問題等はどう日本として今後対処していくか、その対応、またこうした現在の動きというものをどういうふうに政府としては受けとめておられるのか、この点ちよつとお伺いしておきたいと思っております。

○内海（争）政府委員　ただいま宮地委員御指摘のNIICSの問題でございますが、第一の認識といたしまして、NIICSの経済が世界で大変重要になつてきているということでございます。それから第二に、それに比べると輸入規制というような問題、あるいは今御指摘のように為替が必ずしも実勢を反映していないという問題が指摘されております。それから第三に、いろいろな債務累積国に比べてNIICSは一生懸命自分で努力をしてきてその繁栄を招いているという点は、それなりに評価されるべきだということを総合いたしました。またNIICSの中でもいろいろ千差万別でございます。またNIICSの中でも一般的に申し上げると、通貨等も含めてより重要な役割を世界経済において果たすことを自覚してもらいたいし、またそれが期待されているという雰囲気の中でのいろいろ話し合いが行われているということでございます。

○宮地委員　大臣最後に、IMF暫定委員会にテーマとして出たようですが、この点についてはどういいうように認識されておられるか、お伺いしておきたいと思っております。

○宮澤国務大臣　ただいまのNIICSの話につきまして、これはいわゆるG7では前から問題にしておりまして、それに対して私は、基本的にはとかくラテンアメリカの国々が累積債務をたぐさし出して、我々がそれをどうしようかとこうやって思案をしているときに、これらの国々が自分たちと自立をして立派にやっているといるということ

をまず認めなければ、問題の正しい処理にはならないということをずっと続けて言つてまいりまして、その点は先般四月十三日の共同声明の中で出ておるわけではございません。

しかし、確かに問題はございますが、その前に申し上げます、例えば韓国なんかはかなり大きな累積債務を持つておるわけではございませんから、ラテンアメリカの国に、働け、債務を返せと言つていのに韓国に逆のことを言うのは理屈に合わないことではございませんか、ということとはみんなもわかつてまいりまして、それはそうとして、それはわかつたが、これらの国々もだんだんいわば大人の国になつてくるので、貿易の自由化にしても通貨の問題にしてもやはりもう少し考へてもらわなければならぬなという、それはそうだが、それはそれらの国々もそういう前提でなければ考へなければならぬなというふうになつてきています。私は思いますが、我が国からもそういう立場で問題をこういふ国々に投げかけておる、またそうすべきだろうと思つておるわけではあります。

○宮地委員　終わります。

○越智委員長　これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○越智委員長　これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。正森成二君。

○正森委員　私は、日本共産党・革新共同を代表して、金融先物取引法案、証券取引法一部改正案の両案に対して反対の討論を行います。

まず、両案のうち、金融先物、証券先物についてであります。新たに取引される先物商品は株価指数とかそのオプションなど、現実経済と大きくかけ離れた架空の商品であり、しかもその取引は差金決済で行われ、少額の証拠金で巨額の金を動かすことができる、極めて投機的な市場であります。政府は、リスクヘッジの必要性を強調してい

ますが、純粹のヘッジなどはあり得ず、投機とヘッジは混然一体であります。

我が国の大企業は近年テク、マネーゲームに狂奔していますが、先物市場の開設は一層この傾向を助長し、銀行、証券会社はますます肥大の一途をたどることは明らかです。とりわけ、大衆の預金を預かる金融機関が先物取引に乗り出すことは、大衆預金の安全や信用秩序の維持の観点から大きな問題をはらむものであります。

第二に、証券法の一部改正案のうち、企業内容開示制度の見直しの部分についてであります。企業内容開示制度は証券取引法の大きな柱をなしており、投資家の投資判断のためだけでなく、広く国民が企業行動を監視し、その社会的責任を果たさせるためにも重要な制度であります。本法案は、簡素化の名目で発行開示制度を形骸化し、基本的に継続開示制度のみにしようとするものであります。しかし、現行制度は両開示制度ともまだ極めて不十分なものであり、その充実強化こそ求められているのであり、これを大企業の機動的な資金調達を容易にするためという理由で後退させる本法案には賛成できません。

第三に、証券法改正案のうち、インサイダー取引規制に関する部分についてであります。インサイダー取引は、一部会社関係者による一般株主を犠牲にした不正行為であり、諸外国でも厳しく規制が加えられているものであります。ところが、我が国においては、インサイダー取引がまかり通り、それが不正であるという認識すら極めて希薄であったと言つて差し支えないのであります。この点で本法案は、インサイダー取引に係る法律要件を初めて明確に規定し、違反者に刑事罰を科すことにし、あわせて未然防止のための規定を整備するものであり、不十分な点もありますが賛成できるものであります。

以上のことから、両案について我が党は、金融先物取引法については反対、証券取引法一部改正案については、インサイダー取引規制関係は賛成であるが、その他の点で反対であるので、全体と

昭和六十三年五月二十五日印刷

昭和六十三年五月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K

しては反対の態度をとるものであります。
以上で討論を終わります。
○越智委員長 これにて討論は終局いたしました。

○越智委員長 これより両案について順次採決に入ります。
まず、証券取引法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、金融先物取引法案について採決いたします。
〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○越智委員長 ただいま議決いたしました両案に對し、太田誠一君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。太田誠一君。
○太田委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしますして、案文を朗読し、趣旨の説明をいたします。

証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案に対する附帯決議
〔案〕
政府は、次の事項について十分配慮すべきである。
一 金融・証券先物取引等の導入に当たつては、特に一般の委託者の保護に万全を期することとし、この正確な知識・情報の提供に努

めるとともに、過度の投機的取引、不正な手段を用いた勧誘又は営業が行われることのないよう指導・監督を行うこと。
一 金融・証券先物取引等の導入に当たつては、我が国が国際的な金融・証券市場としての役割を果たしていくことを踏まえ、適切な条件のもとに取引が行われるようその国際性に十分配慮するとともに、取引が公正かつ円滑に行われるよう配慮すること。

一 証券先物取引等については、先般の株価下落の経験等を踏まえ、現物価格の安定に資するものとなるよう、現物市場との整合的な管理・運営に努めること。
一 内部者取引の規制に当たつては、行政当局、証券取引所等関係者において未然防止体制の整備に万全を期すること。

一 内部者取引の規制に当たつては、その規制の範囲が具体的かつ明確になるよう配慮すること。

一 今回の企業内容開示制度の改善を機に、我が国発行市場の活性化を図るため、発行市場改革を一層推進すること。

以上であります。
何とぞ御賛成を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○越智委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○越智委員長 起立多数。よつて、両案に對し附帯決議を付することに決しました。

本附帯決議に對し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。宮澤大蔵大臣。
○宮澤國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて配慮してまいりたいと存じます。

○越智委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○越智委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○越智委員長 次回は、来る十八日水曜日に委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十一分散会